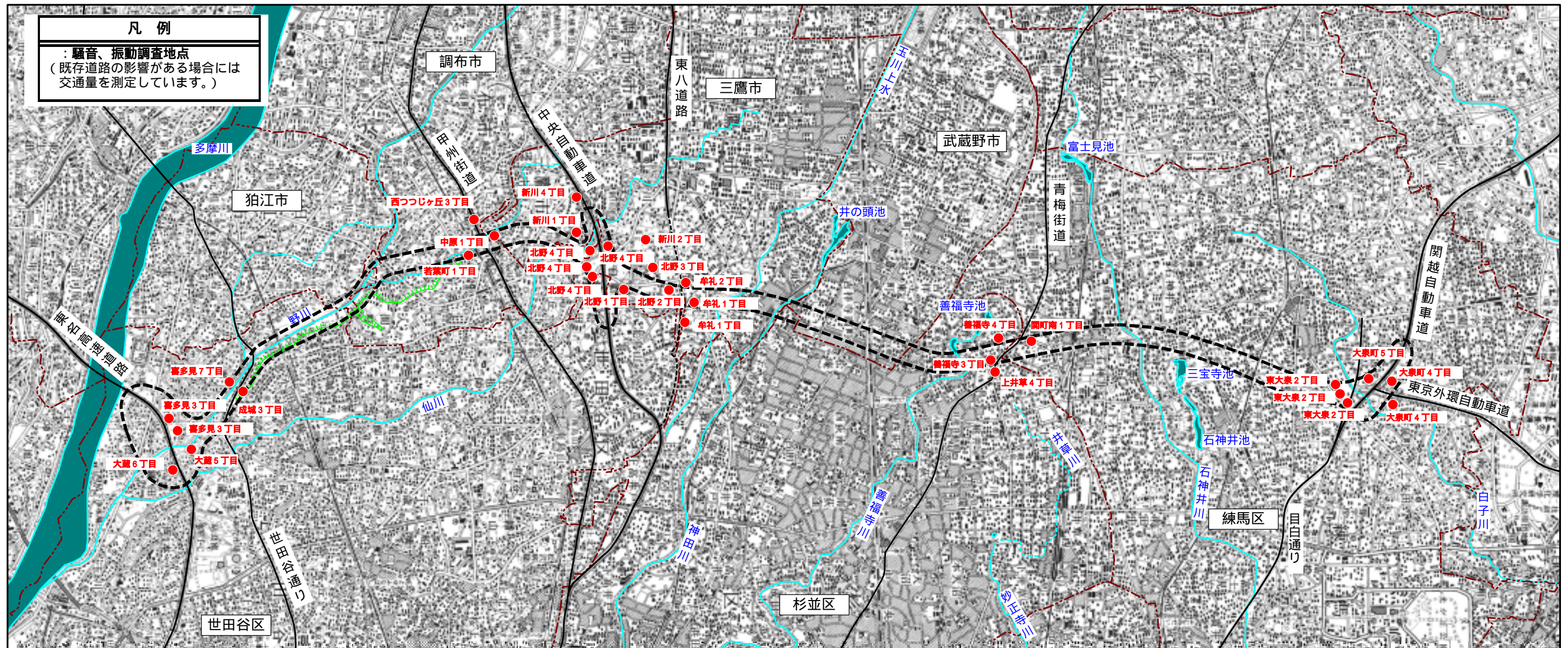


環境の現地観測地点 [騒音、振動、低周波音]



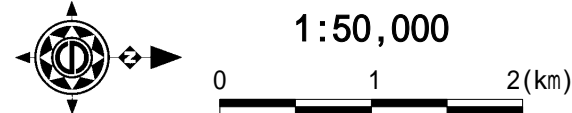
凡例
 ・騒音、振動調査地点
 (既存道路の影響がある場合には交通量を測定しています。)

狛江・世田谷周辺エリア
 連絡路等の可能性がある地域の騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・喜多見3丁目
 ・大蔵5丁目
 ・喜多見7丁目
 既存道路の影響について騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・大蔵6丁目(東名高速)
 ・成城3丁目(世田谷通り)
 ・喜多見3丁目(多摩堤通り)
 *成城3丁目(世田谷通り)及び喜多見3丁目(多摩堤通り)では地盤の状況、大蔵6丁目(東名高速)では低周波音の状況の観測も行いました。

三鷹・調布周辺エリア
 連絡路等の可能性がある地域の騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・若葉町1丁目
 ・北野1丁目
 ・北野4丁目
 ・北野4丁目
 ・新川1丁目(市立第五中学校)
 ・北野3丁目(北野小学校)
 既存道路の影響について騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・北野4丁目(中央道)
 ・新川4丁目(中央道(三鷹料金所))
 ・西つじヶ丘3丁目(甲州街道)
 ・牟礼2丁目(東八道路)
 ・北野4丁目(吉祥寺通り)
 ・牟礼1丁目(下本宿通り)
 ・新川2丁目(天神山通り)
 *西つじヶ丘3丁目(甲州街道)、牟礼2丁目(東八道路)及び北野4丁目(吉祥寺通り)では地盤の状況、北野4丁目(中央道)では低周波音の状況の観測も行いました。

練馬南・杉並・武蔵野周辺エリア
 連絡路等の可能性がある地域の騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・善福寺3丁目
 ・善福寺4丁目
 ・関町南1丁目
 既存道路の影響について騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・上井草4丁目(青梅街道)
 *上井草4丁目(青梅街道)では、地盤の状況の観測も行いました。

練馬北周辺エリア
 連絡路等の可能性がある地域の騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・東大泉2丁目
 ・東大泉2丁目
 ・大泉町4丁目
 既存道路の影響について騒音、振動の状況を把握するための観測地点
 ・大泉町5丁目(関越道)
 ・大泉町4丁目(外環埼玉区間)
 ・東大泉2丁目(目白通り)
 *東大泉2丁目(目白通り)では地盤の状況、大泉町5丁目(関越道)では低周波音の状況の観測も行いました。



調査地点の「中原1丁目」は、調査対象期間中に道路工事が行われていたため、「西つじヶ丘3丁目」に地点を変更しました。
 「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平15関複、第400号)」

現地観測結果 [騒音]

現況の騒音の状況を把握するために連絡路等の可能性がある地域、既存道路の影響があると考えられる地域で観測を実施しました。

[騒音] 観測結果

観測期間 平日：平成16年11月24日(水)22時～11月25日(木)22時 (連続測定)
 休日：平成16年11月20日(土)22時～11月21日(日)22時

エリア	地点	地域の区分 (区域の区分)	車線	時間区分	騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準 達成状況		要請限度 達成状況	
					平日	休日	平日	休日	平日	休日
狛江 世田谷 周辺	喜多見3丁目	A(a)	-	昼間 夜間	57 53	54 50	x x	x x	- -	- -
	大蔵5丁目	A(a)	-	昼間 夜間	58 49	54 50	x x	x x	- -	- -
	喜多見7丁目	A(a)	-	昼間 夜間	53 48	51 47	x x	x x	- -	- -
	大蔵6丁目(東名高速)	A(a)	6	昼間 夜間	61 59	59 58	x x	x x	- -	- -
	成城3丁目(世田谷通り)	B(b)	2	昼間 夜間	71 70	71 70	x x	x x	- -	- -
	喜多見3丁目(多摩堤通り)	A(a)	2	昼間 夜間	69 63	68 64	-	-	- -	- -
	三鷹 布 周辺	若葉町1丁目	A(a)	-	昼間 夜間	59 54	58 51	x x	x x	- -
中原1丁目		A(a)	-	昼間 夜間	50 44	50 41	-	-	- -	- -
北野4丁目		A(a)	-	昼間 夜間	57 52	54 51	x x	x x	- -	- -
北野1丁目		A(a)	-	昼間 夜間	58 51	54 50	x x	x x	- -	- -
北野2丁目		A(a)	-	昼間 夜間	54 45	52 43	-	-	- -	- -
牟礼1丁目		A(a)	-	昼間 夜間	50 44	48 41	-	-	- -	- -
北野4丁目		A(a)	-	昼間 夜間	59 55	58 53	x x	x x	- -	- -
新川1丁目		A(a)	-	昼間 夜間	59 53	58 51	x x	x x	- -	- -
北野3丁目		A(a)	-	昼間 夜間	60 49	57 50	x x	x x	- -	- -
北野4丁目(中央道)		A(a)	4	昼間 夜間	57 53	57 53	-	-	- -	- -
新川4丁目(中央道(三鷹料金所))		A(a)	4	昼間 夜間	59 55	58 54	-	-	- -	- -
西つつじヶ丘3丁目(甲州街道)		C(c)	4	昼間 夜間	71 70	71 71	x x	x x	- -	- x
牟礼2丁目(東八道路)		A(a)	2	昼間 夜間	70 67	69 66	x x	x x	- -	- -
北野4丁目(吉祥寺通り)		A(a)	2	昼間 夜間	70 69	69 66	x x	x x	- -	- -
牟礼1丁目(下本宿通り)		A(a)	2	昼間 夜間	71 69	71 67	x x	x x	x x	x x
新川2丁目(天神山通り)	A(a)	2	昼間 夜間	64 61	64 60	x x	x x	- -	- -	
練馬南 杉並 武蔵野 周辺	善福寺3丁目	A(a)	-	昼間 夜間	60 53	58 52	x x	x x	- -	- -
	善福寺4丁目	A(a)	-	昼間 夜間	61 51	57 51	x x	x x	- -	- -
	関町南1丁目	A(a)	-	昼間 夜間	53 47	53 46	-	-	- -	- -
	上井草4丁目(青梅街道)	C(c)	4	昼間 夜間	73 70	73 71	x x	x x	- -	x -
練馬北 周辺	東大泉2丁目	A(a)	-	昼間 夜間	58 53	56 51	x x	x x	- -	- -
	東大泉2丁目	A(a)	-	昼間 夜間	56 50	55 48	x x	x x	- -	- -
	大泉町4丁目	A(a)	-	昼間 夜間	61 53	60 50	x x	x x	- -	- -
	大泉町5丁目(関越道)	A(a)	6	昼間 夜間	57 51	54 50	-	-	- -	- -
	大泉町4丁目(外環埼玉区間)	A(a)	4	昼間 夜間	63 58	62 57	-	-	- -	- -
東大泉2丁目(目白通り)	B(b)	4	昼間 夜間	70 67	69 67	x x	x x	- -	- -	

- 観測日ごとの値は、1日(24時間)の時間別観測値を平均して算出した値です。
- 下記の地点は、調査日に道路工事が行われていた等のため観測期間を変更しました。
 新川2丁目、牟礼1丁目 : 平日観測 平成16年12月8日(水)22時～12月9日(木)22時
 若葉町1丁目、新川1丁目、新川4丁目 : 休日観測 平成16年11月27日(土)22時～11月28日(日)22時
- 「環境基本法」第16条に基づく騒音に係る環境基準は、表1に示すとおりです。
- 「騒音規制法」第17条に基づく自動車騒音の要請限度は、表2に示すとおりです。
- 観測結果の要請限度達成状況で、「-」がついている箇所は、道路に面している箇所あるいは、道路に近接している箇所でないため、対象外となります。

表1 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	当てはまる地域	地域の区分	基準値 (単位：デシベル)	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業施設 商業施設 準工業地域 工業地域	一般地域 車線を有する道路に面する地域	60以下	50以下 60以下

注1) 地域の類型は以下のとおり
 AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域
 A : 専ら住居の用に供される地域
 B : 主として住居の用に供される地域
 C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上記にかかわらず特例として次表のとおり
 (単位：デシベル)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70以下	65以下

注2) 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)
 注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15メートル
 ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20メートル
 (平成10年9月30日環大企第257号環境庁大気保全局長通知)
 資料 : 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)
 : 「騒音に係る環境基準の地域の類型指定」(平成11年3月10日 東京都告示第259号)

表2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	当てはまる地域	車線等	時間の区分 (単位：デシベル)	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65以下	55以下
		2車線以上	70以下	65以下
		近接区域	75以下	70以下
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65以下	55以下
		2車線以上 近接区域	75以下	70以下
c区域	近隣商業施設 商業施設 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75以下	70以下

注1) 区域の区分は以下のとおり
 a : 専ら住居の用に供される地域
 b : 主として住居の用に供される地域
 c : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 注2) 近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域
 注3) 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道
 注4) 近接する区域：車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲
 資料 : 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(平成12年3月2日 総理府令第15号)
 : 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等」
 (平成12年3月15日 東京都告示第279号)

地域の区分(区域の区分)は、「騒音に係る騒音基準の地域の類型指定」(平成11年3月10日 東京都告示第259号)に基づいています。

現地観測結果 [振動、地盤卓越振動数、低周波音]

現況の振動の状況を把握するために連絡路等の可能性がある地域、既存道路の影響があると考えられる地域で観測を実施しました。

[振動] 観測結果

エリア	地 点	区 域 分	時間区分	振動レベル L ₁₀ (dB)		要請限度 達成状況	
				平日	休日	平日	休日
狛 江 世 田 谷 周 辺	喜多見3丁目	第1種	昼間 夜間	30 30	<30 <30		
	大蔵5丁目	第1種	昼間 夜間	<30 <30	<30 <30		
	喜多見7丁目	第1種	昼間 夜間	<30 <30	<30 <30		
	大蔵6丁目(東名高速)	第1種	昼間 夜間	49 50	41 42		
	成城3丁目(世田谷通り)	第1種	昼間 夜間	45 42	40 40		
	喜多見3丁目(多摩堤通り)	第1種	昼間 夜間	32 <30	<30 <30		
	三 鷹 調 布 周 辺	若葉町1丁目	第1種	昼間 夜間	30 <30	30 <30	
中原1丁目		第1種	昼間 夜間	30 <30	<30 <30		
北野4丁目		第1種	昼間 夜間	33 32	31 30		
北野1丁目		第1種	昼間 夜間	40 34	35 31		
北野2丁目		第1種	昼間 夜間	31 <30	<30 <30		
牟礼1丁目		第1種	昼間 夜間	<30 <30	<30 <30		
北野4丁目		第1種	昼間 夜間	35 30	32 <30		
新川1丁目		第1種	昼間 夜間	35 32	34 30		
北野3丁目		第1種	昼間 夜間	33 <30	31 <30		
北野4丁目(中央道)		第1種	昼間 夜間	44 41	41 40		
新川4丁目(中央道(三鷹料金所))		第1種	昼間 夜間	47 47	45 44		
西つつじヶ丘3丁目(甲州街道)		第2種	昼間 夜間	45 44	39 40		
牟礼2丁目(東八道路)		第1種	昼間 夜間	54 50	50 48		
北野4丁目(吉祥寺通り)		第1種	昼間 夜間	46 43	41 39		
牟礼1丁目(下本宿通り)		第1種	昼間 夜間	48 47	46 45		
新川2丁目(天神山通り)		第1種	昼間 夜間	47 39	43 38		
練馬南 杉 並 武蔵野 周 辺		善福寺3丁目	第1種	昼間 夜間	40 35	37 32	
	善福寺4丁目	第1種	昼間 夜間	40 32	37 31		
	関町南1丁目	第1種	昼間 夜間	40 34	38 32		
	上井草4丁目(青梅街道)	第2種	昼間 夜間	47 44	42 40		
練馬北 周 辺	東大泉2丁目	第1種	昼間 夜間	<30 <30	<30 <30		
	東大泉2丁目	第1種	昼間 夜間	33 <30	31 <30		
	大泉町4丁目	第1種	昼間 夜間	33 <30	30 <30		
	大泉町5丁目(関越道)	第1種	昼間 夜間	32 31	<30 <30		
	大泉町4丁目(外環埼玉区間)	第1種	昼間 夜間	38 33	35 30		
	東大泉2丁目(目白通り)	第1種	昼間 夜間	54 52	50 47		

観測期間 平日：平成16年11月24日(水)22時～11月25日(木)22時 (連続測定)
休日：平成16年11月20日(土)22時～11月21日(日)22時

- 観測日ごとの値は、1日(24時間)の時間別観測値を平均して算出した値です。
- 下記の地点は、調査日に道路工事が行われていた等のため観測期間を変更しました。
新川2丁目、牟礼1丁目：平日観測 平成16年12月8日(水)22時～12月9日(木)22時
若葉町1丁目、新川1丁目、新川4丁目：休日観測 平成16年11月27日(土)22時～11月28日(日)22時
- 振動レベルの<30は30未満を示します。
- 「振動規制法」第16条に基づく道路交通振動の要請限度は下表のとおりです。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度 (単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分			
	8時	昼間	19時	夜間 8時
第1種区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域		65		60
第2種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65

注) 第2種区域に該当する地域に接する地先又は水面は、第2種区域の基準を適用

資料：「振動規制法施行規則」(昭和51年6月10日法律第64号)
「振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

[地盤卓越振動数] 観測結果

エリア	地 点	対象道路	地盤卓越 振動数 (Hz)
世田谷	喜多見3丁目	多摩堤通り	22.5
	成城3丁目	世田谷通り	16.4
三 鷹 調 布	西つつじヶ丘3丁目	甲州街道	15.0
	北野4丁目	吉祥寺通り	18.5
	牟礼2丁目	東八道路	14.4
杉 並	上井草4丁目	青梅街道	16.5
練馬北	東大泉2丁目	目白通り	14.8

観測期間
平成16年11月20日(土)～11月21日(日)

- 地盤卓越振動数は、自動車が走行する際に発生する振動の大きさに影響を与える要因のひとつで、地盤条件と相関があり、地盤固有の特性(地盤の固さなど)を表すひとつの指標です。
- 各地点の値は、単独走行中の大型車10台による観測値を平均して算出したものです。

[低周波音] 観測結果

エリア	地 点	対象道路	低周波音圧レベル			
			L _{G5} (dB)		L ₅₀ (dB)	
			昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
世田谷	大蔵6丁目	東名高速	83	83	77	77
三 鷹	北野4丁目	中央道	79	77	73	70
練馬北	大泉町5丁目	関越道	78	74	74	68

観測期間
平成16年11月24日(水)22時
～11月25日(木)22時
(毎正時10分間)

- 低周波音は、一般に人間が聴くことができる音の周波数範囲は20Hz～20000Hzと言われていますが、100Hz以下の音波のことをいいます。
- 時間の区分 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時
- 各地点の値は、1日(24時間)の時間別毎正時10分間の観測値を昼間、夜間それぞれ平均して算出したものです。
- L_{G5}とは「1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル」であり、この周波数範囲内で測定値全体の大きい方から5%目の音圧レベルを指します。
- L₅₀とは「1～80Hzの50%時間率音圧レベル」であり、この周波数範囲内で測定値全体の中央値を指します。